

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成24年11月 5日

京都市長 門川 大作

1 許可年月日及び許可番号

平成24年5月21日 第4039号

平成24年9月24日 変第1789号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市西京区嵐山内田町38番地の2(一部), 38番地の3(一部), 38番地の4, 38番地の5(一部), 39番地の1, 39番地の2(一部), 39番地の4(一部), 39番地の5及び39番地の6(一部)

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市西京区桂朝日町167番地

株式会社大二建設

代表取締役 中村栄

(都市計画局都市景観部開発指導課)